

※以下の問題では、債権は指名債権（債権者が特定している・証券的債権以外の債権）を意味します。

- 01 債権譲渡は、債権の移転を目的とした譲渡人・譲受人間の諾成・不要式の行為であるが、債務者への通知または債務者の承諾により効力を発生する。[超基本]
- 02 債権譲渡は、債権の帰属を変更する準物権行為と性格付けられ、譲渡の原因となる契約（売買・代物弁済・譲渡担保・取立委任等）とは区別されるため、原因行為が無効であっても債権譲渡自体は有効である。
- 03 弁済者代位や転付命令は、債権譲渡に類似するが、譲渡人の意思に基づかないため、債権譲渡ではない。債権者の交替による更改は、意思に基づくため、債権譲渡の一種である。[超基本]
- 04 債権は、原則として譲渡可能である。このような債権の自由譲渡性は、債権も権利である以上当然のことであり、ローマ法以来認められてきた。[超基本]
- 05 債権の中には、性質上、譲渡ができないものがある。受贈者の債権・雇用契約上の雇主の債権など人的信頼関係の要素が強い契約上の債権、特定人を教えるなど債権者が変わると給付内容が変わる債権、扶養請求権など特定の債権者の生活維持等のために一定額の収入を確保する目的の債権がこの例である。
- 06 将来発生するか否か不確定な債権や何年も先に発生するかもしれない債権は、譲渡対象が不確定であり譲渡できない。
- 07 債権が分割可能であっても、それを勝手に分割して一部譲渡するのは、債務者に迷惑となるので、債務者の同意がない限り、認められない。[やや難]
- 08 1人の債務者に対して有する複数の債権を一括して譲渡する契約も、複数の債務者に対して有する債権を一括して譲渡する契約も、共に有効である。
- 09 既に発生している債権を将来一定の事態が生じたら譲渡するとの停止条件付債権譲渡は、債権の帰属を条件成就の成否にかからせるので、譲渡の効力が不確定で第三者の取引の安全を害するから、無効である。
- 10 譲渡人がその営業により将来取得する一切の債権を譲渡するという合意は、譲渡期間を限っていても、公序良俗に反して無効である。
- 11 判例・通説によれば、債権譲渡禁止特約に反して債権者が行った債権譲渡は、債務者に対する債務不履行となるのみならず、悪意の譲受人は権利を取得できない。[超基本]
- 12 譲渡禁止債権について悪意の譲受人からの転得者は、善意であれば、債務者にその債権の履行を請求できる。
- 13 譲渡禁止債権について善意の譲受人からの転得者は、悪意であれば、債務者にその債権の履行を請求できない。[難]
- 14 判例・通説によれば、譲渡禁止特約の存在については、債権譲渡の無効を主張する者の側に主張・立証責任がある。譲渡禁止特約が立証された場合には、譲渡の有効を主張する譲受人が、自己の善意・無重過失もしくは債務者の譲渡の承諾の事実について主張・立証責任を負う。[やや難]
- 15 わが国の銀行預金契約に譲渡禁止特約が付されていることは広く知られているため、銀行預金債権を差し押さえても、差押債権者がそれを取り立てることは可能であるが、裁判所は転付命令を出せない。
- 16 譲渡禁止特約のある債権が譲渡された後に、債務者がこの譲渡を承諾した場合には、譲渡禁止が解除されたことになり、債権譲渡は、承諾の時点から効力を発生する。
- 17 譲渡禁止特約のある債権が譲渡された後に、債務者がこの譲渡を承諾したが、それ以前にその債権譲渡について確定日付のある通知がなされていれば、譲受人は、承諾後に同じ債権を差し押さえた者に対しても、

債権の取得を対抗できる。[やや難]

- 18 不動産や動産の譲渡担保につき、目的物の所有権は譲渡担保設定契約時には譲渡担保権者に移転しないという見解を採る者は、債権譲渡担保についても、譲渡債権は譲渡担保設定契約時には移転しない。[難]
- 19 譲渡された債権が発生しなかった場合にも譲渡された債権の債務者が無資力で債権の実質的価値がなかった場合にも、譲受人は、特約がなくても、譲渡人の担保責任を追及できる。
- 20 債権が取立目的で譲渡された場合、譲渡契約の趣旨が明らかでないときには、取立権能のみが授与されたものと解されるので、譲渡人は譲渡後も譲受人が取り立てるまでは、その債権を自ら取り立てたり、譲渡できる。譲受人は、債務免除や転譲渡など取立目的を超える債権の処分ができない。[やや難]
- 21 債権譲渡においては、債務者に対する対抗要件（権利行使資格要件）と、第三者に対する対抗要件という二重の対抗要件が設けられており、民法上は、後者は前者を前提にしており、債権の帰属を、債務者の認識を介して公示するという仕組みである。[超基本]
- 22 債権譲渡がされた場合、譲受人から通知しても、対抗要件としての効力は生じる余地がないため、譲受人は、承諾をしていない債務者に対して、権利行使ができない。
- 23 債権譲渡がされた場合、債務者の承諾とは、譲渡人または譲受人に対して、「自分は譲受人を新しい債権者として承認する」旨の意思を表明することである。この債務者の意思の表明は、債権譲渡の効果を発生させることを内容とした意思表示である。[超基本]
- 24 債権譲渡の通知や承諾は、譲渡対象債権と譲受人を特定しなければならない。判例によると、民法467条1項は任意規定であるから、債権譲渡がなされる前に行われた通知や債務者の承諾も、債務者との関係では有効である。[やや難]
- 25 「債権譲渡担保の設定後も、譲渡担保権者＝譲受人から担保権実行の通知がなされるまで、引き続き譲渡人に当該債権の取立てを授権する」という旨を債権譲渡通知に付記した場合、このような通知は、誰に弁済して良いか債務者を惑わせるので、対抗要件として無効である。[やや難]
- 26 未発生将来債権も譲渡自体は可能であるが、債権が発生する前に対抗要件を備えることはできない。  
[難]
- 27 既発生債権について譲渡予約を行った場合、譲渡予約を行った旨が通知されれば、譲受人は、予約完結権行使時に改めて通知または承諾を備える必要がない。
- 28 期限の定めのない債権について譲渡がされたが、通知も承諾も行われていない場合には、債務者は、債権譲渡の事実を知っていても、譲受人からの支払いの請求を拒むことができ、譲受人に対して履行遅滞の責任を負わない。譲受人の履行の請求は、消滅時効を中断しない。[やや難]
- 29 AはYに対して12月25日を弁済期とする売買代金債権（ $\alpha$ 債権）を有していたところ、これをXに譲渡し、直ちにYに譲渡の通知を行った。その後同月27日に、Xから $\alpha$ 債権の支払いを求められたYは、当該売買契約が無効であったり、Aに対してすでに弁済していた場合には、支払いを拒めるが、YがAに対して有していた目的物の引渡しとの同時履行の抗弁権は、Xが売買契約の当事者ではないので援用できず、支払い拒絶の理由とならない。[超基本]
- 30 AはYに対して2011年12月25日を弁済期とする貸金債権（ $\alpha$ 債権）を有していたところ、これをXに譲渡し、直ちにYに譲渡の通知を行った。Yは、譲渡通知が届く前に、Aに対する弁済期の到来した $\beta$ 債権と、弁済期未到来の $\gamma$ 債権を有していた。さらに、譲渡通知後に、Yは、Xに対して1月10日に弁済期の到来する $\delta$ 債権を取得した。2012年1月17日に、Xから $\alpha$ 債権の支払いを求められたYは、 $\beta \cdot \gamma \cdot \delta$ 債権のいずれによっても、相殺を主張することができる。[やや難]